

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社沖縄銀行		コード	8397
提出日	2020/6/5	異動(予定)日	2020/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2020年6月26日開催予定の定時株主総会において、新たに独立役員である当山恵子氏、村上尚子氏の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	細見 昌裕	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
2	安藤 弘一	社外取締役	○													○		新任	有
3	当山 恵子	社外取締役	○													○		新任	有
4	本永 浩之	社外監査役	○													○			有
5	大城 肇	社外監査役	○													○	○		有
6	村上 尚子	社外監査役	○													○		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	・細見 昌裕氏とは定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	株式会社の経営に関する高い知識・経験等を有しており、特に金融業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。 なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者への選任ならびに独立役員へ指定しております。
2	・安藤 弘一氏とは定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	営業部門、経営企画部門等に携わるなど、特に銀行業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識等を有し精通しております。また、2003年よりコスモ石油株式会社の常勤監査役を務め、2017年より当行の社外監査役を務めており、こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。 なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じることもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者への選任ならびに独立役員へ指定しております。
3	・当山 恵子氏とは定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	司法書士、税理士として高い見識・経験等を有し、専門的見地から社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。また、当行が第18次中期経営計画に基づき進めている女性活躍をはじめとした働き方改革に対しても貢献して頂けるものと判断しています。 なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者への選任ならびに独立役員へ指定しております。
4	・本永 浩之氏とは定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。 ・本永 浩之氏は、当行の取引先および当行を取引先とする沖縄電力株式会社の代表取締役社長に就任されておりますが、直近事業年度における同社との取引は、当行の連結業務粗利益および同社の連結売上高に占める割合は1%未満であり、また、同社は複数の金融機関で当行と同規模以上の与信取引を行っていることから、当行の独立社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	株式会社の経営に関する高い知識・経験等を、当行の監査体制の強化にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
5	・大城 肇氏とは定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。 ・また、同氏が特別顧問を務める琉球大学へ九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金および産学官共同研究スタートアップ支援事業への寄付を行っておりますが、当行の独立社外役員の独立性判断基準に抵触していません。一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	大学教授、学長を歴任するなど培われた専門的な知識・経験等を当行の監査体制の強化にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

6	<p>・村上 尚子氏とは定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。</p>	<p>弁護士として企業法務の実務に携わるとともに、県市町村公職等を務めるなど、法務に関する専門的な見識・経営等を当行の監査体制強化にいかしていただくため、社外監査役候補者として選任しております。</p> <p>なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な見識・経験等により当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、社外監査役候補者として選任しております。</p> <p>さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>
---	--	--

4. 補足説明

<p>※ 村上尚子氏の戸籍上の氏名は金城尚子氏であります。</p> <p>独立社外役員の独立性判断基準 社外役員候補者の選任にあたっては、以下の1～7の要件すべてを充足する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。 2. 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。 <p>なお、上記1、2において、主要な取引先とみなす基準は以下のとおりです。</p> <p>○役務の提供等に伴う金銭の授受が、継続して（継続が見込まれる場合も含む。）、直近の事業年度の年間連結総売上高（当行の主要な取引先の判断の場合は、当行の年間連結業務粗利益）の2%以上である場合。</p> <p>○融資取引の場合は、当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ、当行の融資方針の変更が取引先に甚大な影響を与える場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 現在、または最近において、役員報酬以外に当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）でなく、過去3年以内においても当該団体に所属していないこと。 4. 当行の議決権比率5%を超える主要株主、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。 5. 社外役員の相互就任の関係にある先のうち、双方が継続して相互に就任し、かつ、当行出身以外の社外役員が複数人存在しないなど、密接な関係が認められる先の社外役員ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。 6. 当行が、過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を行っている先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。 7. 上記1～6までの要件を充足しない者や当行及びその子会社の取締役、監査役、重要な使用人の近親者（二親等以内の親族）でないこと。 <p>※ 業務執行者については役員・部長クラスをさす。 ※ 会計専門家または法律専門家については公認会計士・弁護士をさす。</p>

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。